

保育の必要性に応じて必要な添付書類一覧

保育の必要性に応じて、保護者それぞれの以下表記載の証明書類が必要です。

様式がお手元に無い場合には、利用されている施設、若しくは江南市役所までお申し出ください。

1	会社などに勤務されている方（予定を含む） ※月60時間以上の勤務が必要です。	事業主による勤務証明書(江南市の様式に限る)
	自営（親族経営等を含む）の方 ※月60時間以上の就労が必要です。	①就労等の申立書（江南市の様式に限る）、②自営の状況がわかるものの写し(営業許可証、開業届出書、確定申告書等)※営業証明書は不可
	農業の方 ※月60時間以上の就労が必要です。	①就労等の申立書（江南市の様式に限る）、②市場出荷がわかるものの写し（出荷伝票等）
	内職の方 ※月60時間以上の就労が必要です。	①就労等の申立書（江南市の様式に限る）、②内職の状況がわかるものの写し（検収伝票、受領書、支払明細書等）
2	妊娠出産の方 (出産前3ヶ月・産後2ヶ月に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
3	疾病・障害の方	医師による入院（通院）証明書、障害者手帳の写し、療育手帳の写し、要介護認定証の写しのいずれか
4	同居親族の介護・看護の方	①就労等の申立書（江南市の様式に限る）、②介護・看護を受ける方の医師による入院（通院）証明書（江南市の様式に限る）、障害者手帳の写し、療育手帳の写し、要介護認定証の写し
5	災害復旧の方	り災証明書 又は 被災証明書
6	保護者が学校に在学中の方（職業訓練を含む）	①学生証の写し、在学証明書、受講中のことがわかる書類のいずれか、②月60時間以上就学していることが分かるもの
7	保護者が求職中の方	求職活動・起業準備申立書（江南市の様式に限る）
8	育児休業中の方	事業主による育児休業取得（予定）証明書（江南市の様式に限る）

市町村民税所得割額のわかる証明書（課税所得証明等）が必要な方

以下の方は、市町村民税所得割額のわかる証明書が必要となります。

◆認定希望日前年1月1日に江南市以外の市町村に住民票があった方

【提出する証明書（課税所得証明書等）】

- i 市町村民税 認定希望日前年度税額決定通知書（市町村より交付）の写し
- ii 認定希望日前年度市町村民税特別徴収税額決定通知書（勤務先より交付）の写し
- iii 市町村民税 認定希望日前年度課税所得証明書
(1月1日に住民登録のあった市町村にて発行可能)の原本

i、iiは6月頃に毎年、市町村、または勤務先より交付されています。i、iiは再交付ができません。
iやiiが手元に無い場合は、認定希望日前年1月1日に住民登録のあった市町村の住民税担当部署で、
iiiの証明書を発行してください。